

西条市農業委員会 令和2年度 第2回総会 議事録

1. 日 時 令和2年5月8日(金) 午後2時00分から午後2時28分

2. 場 所 西条市役所本館 5階大会議室

3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員30名

4. 農業委員 出席者 22名 欠席者 2名 出席率 90.9%

推進委員 出席者 1名 欠席者 1名 出席率 10%

※新型コロナウイルス感染症対策のため農業委員のみの開催

○農業委員出席者氏名

会 長 8番 加藤 茂

会長代理 11番 渡邊 敏昭

委 員 1番 高橋 悟 10番 一色 司 21番 玉井 明

2番 明比 典正 12番 越智 兼正 22番 戸田 博明

3番 徳増 靖記 13番 山田 好一 23番 真鍋 美鈴

4番 加藤 武司 14番 村上 繁敏 24番 高橋 忠親

5番 松本 義之 15番 山内 隆

6番 白石利恵子 16番 伊藤 健一

7番 西原 昇 17番 青野 武

9番 長谷川孝師 20番 佐伯 祐介

○欠席者氏名

18番 佐伯 賢造 19番 玉井 一男

5. 議案について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第4号 農地法第5条第1項の目的に係る買受適格証明願に対する意見の決定について

議案第5号 農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について

議案第6号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について

報告事項 報告承認案件(農地法第18条6項に係る通知等)

6. 農業委員会事務局職員

事務局 局長	青野栄一	東予分室長	松木淳
事務局 次長	田口剛洋		
事務局 主査	渡邊龍也	事務局副主査	越智史郎

7. 議事内容

事務局 ただ今から、令和2年度 第2回西条市農業委員会 総会を開会いたします。

 皆さん、ご起立ください。一同「礼」。ご着席ください。

事務局 まず、コロナウイルスの関係ですが、西条市では感染者は出ていない状況ではございますが、緊急事態宣言が延長され、依然安全な状況ではないため、会長とも相談の上、農業委員のみの開催及び配席も変更させていただいていることにご理解をお願いします。

 はじめに、加藤会長がご挨拶を申し上げます。

会 長 **【会長挨拶】**

事務局 ありがとうございます。それでは議事に入ります。議事の進行は農業委員会会議規則の規定によりまして会長が行うこととなっておりますので、加藤会長、よろしく願いいたします。

【会長、議長席に着く】

事務局 それでは、ただ今から、令和2年度 第2回西条市農業委員会 総会を開会いたします。これより先は着座にて議事を進行させていただきますので、よろしく願いいたします。

【議事録署名人及び書記の指名】

議 長 まずはじめに、議事録署名人の指名をいたします。

 明比 典正 委員、徳増 靖記 委員の両委員をお願いいたします。欠席届が、玉井一男委員から出ております。ただいまの出席農業委員数は、22名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを報告いたします。

議 長 書記については、事務局の渡邊、越智の両君にお願いいたします。
それでは議事に入ります。

農地法 第3条 関係

議 長 議案書、3ページ、議案第1号、農地法第3条の規定による許可
申請についてを議題といたします。

議案内容について、事務局から説明をいたします。

事務局 事務局の田口です。よろしくお願いいたします。
失礼して、着座にてご説明させていただきます。
4ページをお願いいたします。

28号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の
〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

29号は、〇〇の 〇〇 氏が、新規就農のため、〇〇の 〇〇
氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

30号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の
〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

31号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の
〇〇 氏、外2名から、所有権の移転を受けようとする申請であり
ます。

32号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の
〇〇 氏、外1名から、所有権の移転を受けようとする申請であり
ます。

33号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の
〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

34号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の
〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

35号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の
〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

36号は、〇〇の 〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇氏から、賃借権の移転を受けようとする申請であります。

37号は、〇〇の 〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇氏から、使用貸借権の設定を受けようとする申請であります。

38号は、〇〇の 〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

39号は、〇〇の 〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

40号は、〇〇の 〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

41号は、〇〇の 〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

42号は、〇〇の 〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

43号は、〇〇の 〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

44号は、〇〇の 〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

45号は、〇〇の 〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

46号は、〇〇の 〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

以上、19件、ご審議よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

29号は新規就農者であり、面接を行いましたので、報告します。今回、推進委員が報告する予定でしたが、私も出席しておりまし

たので、私の方から説明させていただきます。

今回の新規就農希望者につきまして、4月16日に西条市役所において面接を行いました。面接を行ったのは、一色委員、高橋委員及び事務局です。当案件の申請人は〇〇の 〇〇 氏、〇才であります。〇〇の農地、887㎡と〇〇の農地、〇筆3,294㎡の贈与を受け就農しようとするものです。〇〇氏は、育児にゆとりができ、時間に余裕があるとのことでした。機械作業等は、夫の〇〇氏に手伝ってもらい耕作するそうです。予定している作目は、野菜（そら豆等）です。今後、実父母や農協から指導を受ける予定です。

その他、農業委員として西条市での営農等について指導し面接を終了しました。〇〇氏の就農及び農地の取得については特に問題ないと判断します。農地は農地として管理し、また耕作放棄地にならないよう確約させ、その旨の誓約書の提出も受けました。以上で報告を終わります。

議長 以上19件であります。本来でしたら推進委員の地元の意見もいただきたいところですが、農業委員のみですので、意見を聞いておれば、この総会にて報告をいただきたいと思っております。

それでは、28号から順次ご意見をお伺いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

地区委員 28号 問題ありません。
30号、31号、32号、33号 問題ありません。
34号 問題ありません。
35号 問題ありません。
36号 問題ありません。
37号、38号 問題ありません。
39号、40号、41号、42号、
43号 問題ありません。
44号 問題ありません。
45号 問題ありません。
46号 問題ありません。

議長 他にご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。

『異議なし』ということですので、以上19件を原案どおり許可することといたします。

農地法第4条関係

議長 次に、8ページ、議案第2号 農地法 第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。議案内容を、事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。9ページをお願いいたします。

5号は、〇〇の 〇〇 氏が一体利用地に建設するアパートの居住者用の露天駐車場に転用しようとする申請でございます。

6号は、〇〇の 〇〇 氏が敷地拡張をしようとする申請でございます。

6号については、農地法の手続きをすることなく造成され宅地の一部として利用されており、申請人からは、農地法違反を反省するとともに、「以後このようなことがないように致し」たいとの始末書が提出されております。

以上2件、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 以上、2件であります。地区委員からご意見・ご異議をいただきたいと思っております。

地区委員 5号 問題ありません。
6号 問題ありません。

議長 他に、ご意見・ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。「異議なし」ということですので以上2件を、原案通り承認することとし、知事に進達いたします。

農地法第5条関係

議長 次に、10ページ、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について、を議題といたします。

まず、19号について、審議いたします。当案件について、〇〇委員は、申請地の集会所の設計業務に携わっており、農業委員会法 第31条、議事参与の制限に抵触するため、一旦ご退席願います。

(〇〇委員 退場)

議長 議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。
12ページをお願いいたします。

19号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏から、所有権移転を受け、集会所を建設しようとする申請でございます。

以上1件、ご審議よろしく申し上げます。

議長 以上、1件であります。ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし

議長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上1件を、原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。
以上で、〇〇委員に関する案件は終了しましたので、入室を認めます。

〇〇委員、お入りください。

(〇〇委員 入場)

議長 審議を再開いたします。
残りの11件について、事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。
12ページをお願いします。

14号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から使用貸借権設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

15号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。

16号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から使用貸借権設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

17号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏 から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

18号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から 所有権移転を受け、7区画の宅地分譲をしようとする申請でございます。

20号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から 所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

21号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から 所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

22号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から 所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

23号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏 外1名から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

24号は、〇〇の 〇〇 が、〇〇の 〇〇 氏から 所有権移転を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。

25号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から 所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

以上11件、ご審議よろしくお願いたします。

議 長

以上、11件であります。ご意見・ご異議等ございませんか。それでは、14号から順次ご意見をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

地区委員	<p>14号 問題ありません。</p> <p>15号、16号 問題ありません。</p> <p>17号 問題ありません。</p> <p>18号 問題ありません。</p> <p>20号 問題ありません。</p> <p>21号 問題ありません。</p> <p>22号 問題ありません。</p> <p>23号 問題ありません。</p> <p>24号 問題ありません。</p> <p>25号 問題ありません。</p>
議長	他に、ご意見・ご異議等ございませんか。
委員一同	異議なし。
議長	<p>ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上、11件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。</p> <p style="text-align: center;">農地法第5条第1項の目的に係る買受適格証明願に対する意見の決定について</p>
議長	<p>次に、14ページ、議案第4号、農地法第5条第1項の目的に係る買受適格証明願に対する意見の決定について を議題といたします。</p> <p>議案内容を、事務局から説明いたします。</p>
事務局	<p>それでは、ご説明させていただきます。</p> <p>15ページをお願いいたします。</p> <p>1号は、〇〇農業協同組合が差押えを行った〇〇の農地〇筆について、松山地方裁判所の競売が行われることとなり、〇〇の〇〇が、太陽光発電施設への転用を目的として、買受適格証明書の交付を申請するものでございます。</p> <p>以上、1件、ご審議よろしくをお願いいたします。</p>
議長	以上、1件であります。委員の皆さん、ご意見・ご異議等ございませんか。

地区委員 1号 問題ありません。

議長 他にご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし

議長 ありがとうございます。「異議なし」ということでありますので、以上、1件を原案通り承認することとし、知事に進達いたします。

農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について

議長 次に、16ページ、議案第5号、農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について を議題といたします。
議案内容を、事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。
17ページをお願いいたします。

2号は、〇〇の 〇〇 氏が、既に、農業用倉庫を建設しており、その是正案件で、申請地を農用地区域から農業用施設用地に用途区分の変更をしようとする申請でございます。

以上、1件ご審議よろしく申し上げます。

議長 以上のような内容ですが、よろしくご審議お願いいたします。
委員の皆さん、ご意見・ご異議等ございませんか。

地区委員 申請人は借用している農業用倉庫を貸主の都合で返却することになり、農業用倉庫がないということで着実に農業用倉庫を建てたいということで申請をしましたので、問題ないと思います。

議長 他にご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上、原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

農用地利用集積計画に対する意見の決定について

議長 次に、19ページ、議案第6号、農用地利用集積計画に対する意見の決定について、を議題といたします。
議案内容を、事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。
21ページをお願いいたします。

件数が多いため、各筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申し出書を確認し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしておりますことを、ご報告いたします。

詳細につきましては、議案書22ページから49ページとなっております。

農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の件数は、197件、面積は、**56万758.13 m²**となっております。

そのうち、所有権移転は、9件、面積は、**23,759.00 m²**となっております。以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。
委員の皆さん、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上、原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

報告承認案件

議長 次に、議案書50ページ、報告承認案件について、内容を事務局から報告いたします。

事務局	<p>それでは、ご報告させていただきます。</p> <p>令和2年3月14日から、令和2年4月15日までの受付期間中に、農地法第18条第6項、解約通知を25件、農地バンクへの農地登録申請を1件受理いたしました。</p> <p>ご了承をお願いいたします。</p>
議 長	<p>報告承認案件について、ご意見・ご異議等ございませんか。</p>
委員一同	<p>異議なし。</p>
事務局	<p>ないようでございますので、以上で、報告承認案件は終了いたします。</p> <p>以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。この際、他に何かございませんか。</p> <p>無いようですので、以上で総会を閉じます。</p> <p>慎重審議、ありがとうございました。</p>

8. 議案結果

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	原案承認
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第4号	農地法第5条第1項の目的に係る買受適格証明願に対する意見の決定について	原案承認
議案第5号	農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について	原案承認
議案第6号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について	原案承認
報告事項	報告承認案件	原案承認

9. 閉会の日時

令和2年5月8日 午後2時28分